

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

第一条 裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「九十六万八千円」を「九十七万九千円」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

区分			分	報酬	月額
最高裁判所長官	最高裁判所判事	東京高等裁判所長官	最高裁判所長官	東京高等裁判所長官	最高裁判所長官
その他の高等裁判所長官				一、四二六、〇〇〇円	二、〇三八、〇〇〇円
三号	二号	一号		一、一九一、〇〇〇円	一、三三一、〇〇〇円
九七九、〇〇〇円	一、〇四九、〇〇〇円			一、一九一、〇〇〇円	一、三三一、〇〇〇円

判

判

事

補

事

八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号
二九五、 一〇〇円	三〇三、 三〇〇円	三一七、 六〇〇円	三三〇、 三〇〇円	三四九、 六〇〇円	三七二、 四〇〇円	三九四、 九〇〇円	四二八、 六〇〇円	五二六、 〇〇〇円	五八四、 〇〇〇円	六四四、 〇〇〇円	七一六、 〇〇〇円	八二九、 〇〇〇円

簡  
易  
裁  
判  
所  
判  
事

九 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	十 二 号	十 一 号	十 号	九 号
三四九、 六〇〇円	三七二、 四〇〇円	三九四、 九〇〇円	四二八、 六〇〇円	四四六、 〇〇〇円	五八四、 〇〇〇円	六四四、 〇〇〇円	七一六、 〇〇〇円	八二九、 〇〇〇円	二六三、 六〇〇円	二六七、 四〇〇円	二七〇、 五〇〇円	二七九、 一〇〇円

最 高 裁 判 所 長 官	報 酬 月 額
	一一、〇三八、〇〇〇円

別表（第二条関係）

別表を次のように改める。

第二条 裁判官の報酬等に関する法律の一部を次のように改正する。

十 七 号	十 六 号	十 五 号	十 四 号	十 三 号	十 二 号	十 一 号	十 号

判事											その他高等裁判所長官	東京高等裁判所長官	最高裁判所判事
二号	一号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号				
四〇九、〇〇〇円	四四三、九〇〇円	五二六、〇〇〇円	五八四、〇〇〇円	六四四、〇〇〇円	七一六、〇〇〇円	八二九、〇〇〇円	九七九、〇〇〇円	一〇四九、〇〇〇円	一一九一、〇〇〇円	一、三三一、〇〇〇円	一、四二六、〇〇〇円	一、四八六、〇〇〇円	

判

事

補

三 号	二 号	一 号	十 二 号	十 一 号	十 号	九 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号
六四四、 〇〇〇円	七一六、 〇〇〇円	八二九、 〇〇〇円	二六五、 三〇〇円	二六九、 一〇〇円	二七四、 五〇〇円	二八三、 三〇〇円	三〇〇、 一〇〇円	三〇九、 〇〇〇円	三三五、 三〇〇円	三三九、 七〇〇円	三六六、 三〇〇円	三九〇、 八〇〇円

簡易裁判所判事

十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号
二六九、一〇〇円	二七四、五〇〇円	二八三、三〇〇円	三〇〇、一〇〇円	三〇九、〇〇〇円	三三五、三〇〇円	三三九、七〇〇円	三六六、三〇〇円	三九〇、八〇〇円	四〇九、〇〇〇円	四四三、九〇〇円	四六二、〇〇〇円	五八四、〇〇〇円

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和七年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の裁判官の報酬等に関する法律（次項において「新法」という。）の規定は、令和六年四月一日から適用する。

(給与の内払)

3 新法の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の裁判官の報酬等に関する法律の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、新法の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

## 理 由

一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額の改定を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）（抄）（第一条関係）

○ 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

（第一条関係）

改 正 案

現 行

附 則

第十五条 簡易裁判所判事の報酬月額は、特別のものに限り、当分の間、第二条の規定にかかわらず、九十七万九千円とすることができる。

別表（第二条関係）

		最高裁判所長官	最高裁判所判事	報酬月額	区 分	附 則	改 正 案
二 号	一 号	一、〇四九、〇〇〇円	一、一九一、〇〇〇円	一、三二一、〇〇〇円	一、四二六、〇〇〇円	一、四八六、〇〇〇円	二、〇三八、〇〇〇円

		最高裁判所長官	最高裁判所判事	報酬月額	区 分	附 則	現 行
二 号	一 号	一、〇三八、〇〇〇円	一、一七八、〇〇〇円	一、三〇六、〇〇〇円	一、四一〇、〇〇〇円	一、四七〇、〇〇〇円	二、〇一六、〇〇〇円

判事							判事						
補							事						
七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	
三〇三、 三〇〇円	三一七、 六〇〇円	三三〇、 三〇〇円	三四九、 六〇〇円	三七一、 四〇〇円	三九四、 九〇〇円	四二八、 六〇〇円	五二六、 〇〇〇円	五八四、 〇〇〇円	六四四、 〇〇〇円	七一六、 〇〇〇円	八二九、 〇〇〇円	九七九、 〇〇〇円	

判事							判事						
補							事						
七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	
二九一、 四〇〇円	三〇七、 九〇〇円	三二二、 四〇〇円	三四三、 八〇〇円	三六七、 一〇〇円	三八九、 三〇〇円	四二三、 〇〇〇円	五一八、 〇〇〇円	五七六、 〇〇〇円	六三六、 〇〇〇円	七〇八、 〇〇〇円	八二〇、 〇〇〇円	九六八、 〇〇〇円	

八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	十二号	十一号	十号	九号	八号
三七二、四〇〇円	三九四、九〇〇円	四二八、六〇〇円	四四六、〇〇〇円	五八四、〇〇〇円	六四四、〇〇〇円	七二六、〇〇〇円	八二九、〇〇〇円	二六三、六〇〇円	二六七、四〇〇円	二七〇、五〇〇円	二七九、一〇〇円	二九五、一〇〇円

八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	十二号	十一号	十号	九号	八号
三六七、一〇〇円	三八九、三〇〇円	四二三、〇〇〇円	四四〇、四〇〇円	五七六、〇〇〇円	六三六、〇〇〇円	七〇八、〇〇〇円	八二〇、〇〇〇円	二四四、〇〇〇円	二四五、四〇〇円	二五六、八〇〇円	二六三、五〇〇円	二八二、二〇〇円

簡易裁判所判事

九号	十号	十一号	十二号	十三号	十四号	十五号	十六号	十七号
三四九、六〇〇円	三三〇、三〇〇円	三一七、六〇〇円	三〇三、三〇〇円	二九五、一〇〇円	二七九、一〇〇円	二七〇、五〇〇円	二六七、四〇〇円	二六三、六〇〇円

簡易裁判所判事

九号	十号	十一号	十二号	十三号	十四号	十五号	十六号	十七号
三四三、八〇〇円	三三一、四〇〇円	三〇七、九〇〇円	二九一、四〇〇円	二八二、二〇〇円	二六三、五〇〇円	二五四、八〇〇円	二四九、四〇〇円	二四四、〇〇〇円

○ 裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

（第二条関係）

改 正 案

別表（第二条関係）

判事					最高裁判所長官	最高裁判所判事	最高裁判所長官	報酬月額
五号	四号	三号	二号	一号	東京高等裁判所長官	その他他の高等裁判所長官	東京高等裁判所長官	一、四二六、〇〇〇円
七一六、〇〇〇円	八二九、〇〇〇円	九七九、〇〇〇円	一、〇四九、〇〇〇円	一、一九一、〇〇〇円	一、三二一、〇〇〇円	一、四二六、〇〇〇円	一、四二六、〇〇〇円	一、〇三八、〇〇〇円

（第二条関係）

現 行

別表（第二条関係）

判事					最高裁判所長官	最高裁判所判事	最高裁判所長官	報酬月額
五号	四号	三号	二号	一号	東京高等裁判所長官	その他他の高等裁判所長官	東京高等裁判所長官	一、四二六、〇〇〇円
七一六、〇〇〇円	八二九、〇〇〇円	九七九、〇〇〇円	一、〇四九、〇〇〇円	一、一九一、〇〇〇円	一、三二一、〇〇〇円	一、四二六、〇〇〇円	一、四二六、〇〇〇円	一、〇三八、〇〇〇円

三

七

附

三

五

11

簡易裁判所判事

十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	十二号	十一号
三二五、三〇〇円	三三九、七〇〇円	三六六、三〇〇円	三九〇、八〇〇円	四〇九、〇〇〇円	四四三、九〇〇円	四六二、〇〇〇円	五八四、〇〇〇円	六四四、〇〇〇円	七一六、〇〇〇円	八二九、〇〇〇円	二六五、三〇〇円	二六九、一〇〇円

簡易裁判所判事

十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	十二号	十一号
三一七、六〇〇円	三三〇、三〇〇円	三四九、六〇〇円	三七二、四〇〇円	三九四、九〇〇円	四二八、六〇〇円	四四六、〇〇〇円	五八四、〇〇〇円	六四四、〇〇〇円	七一六、〇〇〇円	八二九、〇〇〇円	二六三、六〇〇円	二六七、四〇〇円

十二号	十三号	十四号	十五号	十六号	十七号
三〇九、〇〇〇円	三〇〇、一〇〇円	二八三、三〇〇円	二七四、五〇〇円	二六九、一〇〇円	二六五、三〇〇円

十二号	十三号	十四号	十五号	十六号	十七号
三〇三、三〇〇円	二九五、一〇〇円	二七九、一〇〇円	二七〇、五〇〇円	二六七、四〇〇円	二六三、六〇〇円

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

第一条 検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三条中「六十三万六千円」を「六十四万四千円」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

区			分			俸 給 額
檢 事	檢 事	長	檢 事	總 長	長	
東 京 高 等 檢 察 府 檢 事 長	次 長	檢 事 長	檢 事	檢 事	長	一、四八六、〇〇〇円
そ の 他 の 檢 事 長						一、二二六、〇〇〇円
三 号	二 号	一 号				一、三三一、〇〇〇円
九 七 九 、 〇 〇 〇 円	一 、 〇 四 九 、 〇 〇 〇 円	一 、 一 九 一 、 〇 〇 〇 円	一 、 二 二 六 、 〇 〇 〇 円			

検

事

十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号
二九五、一〇〇円	三〇三、三〇〇円	三二七、六〇〇円	三三〇、三〇〇円	三四九、六〇〇円	三七二、四〇〇円	三九四、九〇〇円	四二八、六〇〇円	五二六、〇〇〇円	五八四、〇〇〇円	六四四、〇〇〇円	七一六、〇〇〇円	八二九、〇〇〇円

副

検

事

九 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	二 十 号	十 九 号	十 八 号	十 七 号
三一七、 六〇〇円	三三〇、 三〇〇円	三四九、 六〇〇円	三七二、 四〇〇円	三九四、 九〇〇円	四二八、 六〇〇円	四四六、 〇〇〇円	五二六、 〇〇〇円	五八四、 〇〇〇円	二六三、 六〇〇円	二六七、 四〇〇円	二七〇、 五〇〇円	二七九、 一〇〇円

検 事 総 長	区 分	俸 給 額
一、四八六、〇〇〇円		

別表（第二条関係）

別表を次のように改める。

第一条 檢察官の俸給等に関する法律の一部を次のように改正する。

十 七 号	十 六 号	十 五 号	十 四 号	十 三 号	十 二 号	十 一 号	十 号
一四七、一〇〇円	一五三、四〇〇円	一六三、六〇〇円	一六七、四〇〇円	一七〇、五〇〇円	一七九、一〇〇円	一九五、一〇〇円	三〇三、三〇〇円

檢

事

十 号	九 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	そ の 他 の 檢 事 長	東 京 高 等 檢 察 府 檢 事 長	次 長 檢 事
四〇九、 〇〇〇 円	四四三、 九〇〇 円	五二六、 〇〇〇 円	五八四、 〇〇〇 円	六四四、 〇〇〇 円	七一六、 〇〇〇 円	八二九、 〇〇〇 円	九七九、 〇〇〇 円	一、〇四九、 〇〇〇 円	一、一九一、 〇〇〇 円	一、二二六、 〇〇〇 円	一、三二一、 〇〇〇 円	一、二一六、 〇〇〇 円

三 号	二 号	一 号	二 十 号	十 九 号	十 八 号	十 七 号	十 六 号	十 五 号	十 四 号	十 三 号	十 二 号	十 一 号
四 六 二 、 〇 〇 〇 円	五 二 六 、 〇 〇 〇 円	五 八 四 、 〇 〇 〇 円	二 六 五 、 三 〇 〇 円	二 六 九 、 一 〇 〇 円	二 七 四 、 五 〇 〇 円	二 八 三 、 三 〇 〇 円	三 〇 〇 、 一 〇 〇 円	三 〇 九 、 〇 〇 〇 円	三 三 五 、 三 〇 〇 円	三 三 九 、 七 〇 〇 円	三 六 六 、 三 〇 〇 円	三 九 〇 、 八 〇 〇 円

---

副

検

事

十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号
二五五、〇〇〇円	二六五、三〇〇円	二六九、一〇〇円	二七四、五〇〇円	二八三、三〇〇円	三〇〇、一〇〇円	三〇九、〇〇〇円	三三五、三〇〇円	三三九、七〇〇円	三六六、三〇〇円	三九〇、八〇〇円	四〇九、〇〇〇円	四四三、九〇〇円

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和七年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の検察官の俸給等に関する法律（次項において「新法」という。）の規定は、令和六年四月一日から適用する。

(給与の内扱)

3 新法の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内扱とみなす。

## 理 由

一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額の改定を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文

○ 検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

附 則

第三条 副検事の俸給月額は、特別のものに限り、当分の間、第二条の規定にかかわらず、六十四万四千円とすることができる。

別表（第二条関係）

		区 分	俸 紹 月 額		
二 号	一 号	檢 事 長	檢 事	次 長	そ の 他 の 檢 事 長
	一、〇四九、〇〇〇円	一、一九一、〇〇〇円	一、二二六、〇〇〇円	一、三三二、〇〇〇円	東京高等検察院検事長

別表（第二条関係）

		区 分	俸 紹 月 額		
二 号	一 号	檢 事 長	檢 事	次 長	そ の 他 の 檢 事 長
	一、〇三八、〇〇〇円	一、一七八、〇〇〇円	一、二〇三、〇〇〇円	一、三〇六、〇〇〇円	東京高等検察院検事長



八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	二十 号	十九 号	十八 号	十七 号	十六 号
三三〇、 三〇〇円	三四九、 六〇〇円	三七二、 四〇〇円	三九四、 九〇〇円	四二八、 六〇〇円	四四六、 〇〇〇円	五二六、 〇〇〇円	五八四、 〇〇〇円	二六三、 六〇〇円	二六七、 四〇〇円	二七〇、 五〇〇円	二七九、 一〇〇円	二九五、 一〇〇円

八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	二十 号	十九 号	十八 号	十七 号	十六 号
三三六、 四〇〇円	三四三、 八〇〇円	三六七、 一〇〇円	三八九、 三〇〇円	四二三、 〇〇〇円	四四〇、 四〇〇円	五一八、 〇〇〇円	五七六、 〇〇〇円	二四四、 〇〇〇円	二四五、 四〇〇円	二五九、 八〇〇円	二六三、 五〇〇円	二八二、 二〇〇円

三

卷

٢٦١

九 号	三二七、六〇〇
十 号	三三〇、三〇〇
十一 号	三三九、五、一〇〇
十二 号	三七九、一〇〇
十三 号	三七〇、五〇〇
十四 号	三三六七、四〇〇
十五 号	三三六三、六〇〇
十六 号	三三五三、四〇〇
十七 号	三一四七、一〇〇

三

快

١١

三〇七、九〇〇円	九 号	二九二、四〇〇円	十 号	二八二、二〇〇円	十一 号	二六三、五〇〇円	十三 号	二五四、八〇〇円	十四 号	二四九、四〇〇円	十五 号	二四四、〇〇〇円	十六 号	二三三、〇〇〇円	十七 号	二三六、五〇〇円
----------	--------	----------	--------	----------	---------	----------	---------	----------	---------	----------	---------	----------	---------	----------	---------	----------

—  
—  
—  
—  
—

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

別表（第二条関係）

五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	その他の検事長	東京高等検察庁検事長	次長	検事	総長	区 分	俸 給 月 額
七一六、〇〇〇円	八二九、〇〇〇円	九七九、〇〇〇円	一、〇四九、〇〇〇円	一、一九一、〇〇〇円	一、二二六、〇〇〇円	一、三三一、〇〇〇円	一、二二六、〇〇〇円	一、四八六、〇〇〇円	一、四八六、〇〇〇円		

現 行

別表（第二条関係）

五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	その他の検事長	東京高等検察庁検事長	次長	検事	総長	区 分	俸 給 月 額
七一六、〇〇〇円	八二九、〇〇〇円	九七九、〇〇〇円	一、〇四九、〇〇〇円	一、一九一、〇〇〇円	一、二二六、〇〇〇円	一、三三一、〇〇〇円	一、二二六、〇〇〇円	一、四八六、〇〇〇円	一、四八六、〇〇〇円		

## 檢

## 事

十八号	十七号	十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号
二七四、五〇〇円	二八三、三〇〇円	二八〇、一〇〇円	三〇九、〇〇〇円	三三五、三〇〇円	三三九、七〇〇円	三六六、三〇〇円	三九〇、八〇〇円	四〇九、〇〇〇円	四四三、九〇〇円	五六六、〇〇〇円	五六四、〇〇〇円	六四四、〇〇〇円

## 檢

## 事

十八号	十七号	十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号
二七〇、五〇〇円	二七九、一〇〇円	二九五、一〇〇円	三〇三、三〇〇円	三一七、六〇〇円	三三〇、三〇〇円	三四九、六〇〇円	三七二、四〇〇円	三九四、九〇〇円	四二八、六〇〇円	五六六、〇〇〇円	五六四、〇〇〇円	六四四、〇〇〇円

副 検 事												
十一 号	十 号	九 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	二十 号	十九 号
三〇〇、 一〇〇円	三〇九、 〇〇〇円	三一五、 三〇〇円	三三九、 七〇〇円	三六六、 三〇〇円	三九〇、 八〇〇円	四〇九、 〇〇〇円	四四三、 九〇〇円	四六二、 〇〇〇円	五二六、 〇〇〇円	五八四、 〇〇〇円	二六五、 三〇〇円	二六九、 一〇〇円

副 検 事												
十一 号	十 号	九 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	二十 号	十九 号
二九五、 一〇〇円	三〇三、 三〇〇円	三一七、 六〇〇円	三三〇、 三〇〇円	三四九、 六〇〇円	三七二、 四〇〇円	三九四、 九〇〇円	四二八、 六〇〇円	四四六、 〇〇〇円	五二六、 〇〇〇円	五八四、 〇〇〇円	二六三、 六〇〇円	二六七、 四〇〇円

十七号	十六号	十五号	十四号	十三号	十二号
二四七、一〇〇円	二五五、〇〇〇円	二六五、三〇〇円	二六九、一〇〇円	二七四、五〇〇円	二八三、三〇〇円

十七号	十六号	十五号	十四号	十三号	十二号
二四七、一〇〇円	二五三、四〇〇円	二六三、六〇〇円	二六七、四〇〇円	二七〇、五〇〇円	二七九、一〇〇円

裁判官報酬法の一部を改正する法律案  
検察官俸給法の一部を改正する法律案

—御説明資料—

令和6年9月  
法務省

## 目 次

○裁判官報酬法及び検察官俸給法の改正趣旨について	1
○給与勧告のポイント	2
○裁判官・検察官の報酬・俸給月額等対比表（対応金額スライド方式）	7
○報酬・俸給月額引上げの算定方法について	8

## 裁判官報酬法及び検察官俸給法の改正趣旨について

令和6年8月8日、人事院は、国会及び内閣に対し、民間給与との較差（2.76%）を解消するため、俸給月額の引上げ等を内容とする一般職の職員の給与改定を勧告した。

これに伴い、裁判官及び検察官の報酬・俸給月額についても、その対応する一般の政府職員の俸給表に準じて、裁判官・検察官の報酬・俸給月額を5,300円から22,000円引上げる改定を行うこととしたものである。

これらの給与の改定は、一般の政府職員の場合と同様に、公布の日から施行し、令和6年4月1日に遡って適用する。

また、同勧告においては、給与制度の整備（アップデート）に係る措置内容も盛り込まれ、このうち、俸給に係る内容として、行政職俸給表（一）については、係長級（3級）～本府省課長補佐級（7級）の俸給の最低水準の引上げ等の措置が執られるとともに本府省課室長級（8級～10級）においても俸給体系の見直しが行われることにより俸給水準が底上げされることから、これに対応し、行政職俸給表（一）の適用を受ける職員の俸給に準ずる裁判官・検察官の報酬・俸給月額を1,600円から18,400円引き上げる改定を行うこととしたものである。

これらの給与の改定は、一般の政府職員の場合と同様に、令和7年4月1日から施行する。

# 本年の給与勧告のポイント①

## 民間給与の状況を反映して、約30年ぶりとなる高水準のベースアップ

- 【月例給】官民較差：11,183円（2.76%）を用いて引上げ改定
- 【ボーナス】0.10月分引上げ（年間：4.50月→4.60月）
- 【給与制度のアップデート】現下の人事管理上の重点課題に対応し、時代の要請に即した給与制度に転換  
①若年層給与水準の競争力向上、②職務・職責重視の待遇、③能力・実績の適切な反映、④地域の民間給与水準反映、⑤採用・異動をめぐるニーズへの対応、⑥環境変化への対応という6つの観点から、俸給及び地域手当・通勤手当・ボーナス等の諸手当にわたり包括的に給与制度を整備

※ 官民較差はいわゆる「ペア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約4.4%の給与改善

官民較差の額11,183円は、平成3年の11,244円以来、33年ぶりの水準。官民較差の率2.76%は、平成4年の2.87%以来、32年ぶりの水準

## 給与勧告制度の基本的考え方

- 国家公務員は、労働基本権が制約されているため、代償措置としての人事院の勧告（給与勧告）に基づき給与を決定
- 国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給する必要。給与勧告を通じて国家公務員に適正な待遇を確保することは、人材の確保等にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- 給与勧告は、国家公務員法第28条に定める情勢適応の原則に基づき、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される常勤の民間従業員の給与水準と、常勤の国家公務員の給与水準を均衡させること（民間準拠）が基本
- 本年は、約11,700民間事業所の約47万人の個人別給与を調査（完了率82.5%）。主な給与決定要素（役職段階、勤務地域、学歴、年齢）を揃えた精密な比較を実施して給与勧告

# 本年の給与勧告のポイント②

## 月例給 [ 民間と公務の本年4月分給与を調査。主な給与決定要素を同じくする者同士を比較 ] 《令和6年4月1日実施》

- 民間給与との較差 11,183円 [2.76%] 〔行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 405,378円、平均年齢 42.1歳〕  
⇒ 民間給与との較差を解消するため、俸給表を引上げ改定〔内訳：俸給 9,836円 寒冷地手当 80円 はね返り分(※) 1,267円〕  
※俸給の改定により諸手当の額が増減する分
- 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ 給与制度のアップデートの先行実施  
〔総合職(大卒)〕230,000円(+14.6%[+29,300円]) 〔一般職(大卒)〕220,000円(+12.1%[+23,800円])  
〔一般職(高卒)〕188,000円(+12.8%[+21,400円]) ※ 本府省採用の場合、〔総合職(大卒)〕284,800円 〔一般職(大卒)〕271,200円
- 若年層に特に重点を置きつつ、おおむね30歳台後半までの職員に重点を置いて、全ての職員を対象に全俸給表を引上げ改定  
※ 平均改定率(行政職俸給表(一))は、1級[係員] 11.1%、2級[主任等] 7.6%、全体 3.0%  
※ 勧告後の平均給与(行政職俸給表(一))は、月額 416,561円(+11,183円、+2.76%)、年間給与 6,916,000円(+228,000円、+3.4%)

## ボーナス [ 直近1年間(昨年8月～本年7月)の民間の支給割合と公務の年間の支給月数を比較 ] 《令和6年4月1日実施》

- 民間の支給割合…4.60月
- 公務の平均支給月数…現行 4.50月
- 民間の支給状況に見合うよう引上げ  
年間4.50月分→4.60月分(+0.10月分)
- 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.05月分ずつ均等に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

年度	期末手当	6月期		12月期	
		勤勉手当	支給済み	勤勉手当	支給済み
令和6年度	1.225月	1.025月	1.275月	1.075月	1.225月
7年度	1.25月	1.05月	1.25月	1.05月	1.05月

## 寒冷地手当

《手当額改定:令和6年4月1日実施、支給地域改定:令和7年4月1日実施》

- 民間の同種手当の支給額を踏まえ、月額を11.3%引上げ。新たな気象データ(メッシュ平年値2020)に基づき、支給地域を改定

※ このほか、初任給調整手当及び委員、顧問、参与等の手当等について所要の改定

# 給与制度のアップデート 基本的な考え方

## 対応すべき課題

### ① 人材の確保への対応

潜在的志望者層にも訴求し得る給与とし、採用市場での競争力を向上

### ② 組織パフォーマンスの向上

役割や能力・実績等をより反映した待遇とともに、全国各地での行政サービス提供維持のため人事配置を円滑化

### ③ ワークスタイルやライフスタイルの多様化への対応

職員の選択を後押しし、様々な形での活躍を支援

若年層の採用等におけるより競争力のある給与水準の設定

民間の動向や人材確保の困難性を踏まえ、初任給等若年層の給与水準の引上げ

職務や職責をより重視した俸給体系等の整備

特に管理職は、重い職責を反映した俸給水準とするなど待遇を改善

能力・実績をより適切に反映した昇給・ボーナスの決定

職員層や各府省の実情に応じて、より柔軟・適切に勤務成績反映ができるよう措置

## 6つの観点で給与制度を整備

地域における民間給与水準の反映

最新の民間データを反映するとともに、異動の円滑化等に資するよう地域手当を見直し

採用や異動をめぐる様々なニーズへの適応

人材確保の困難性や、ライフスタイルの多様化を踏まえ、採用・人事配置の円滑化のため、通勤手当・単身赴任手当や再任用された職員の諸手当を見直し

その他環境の変化への対応

生活補助的な給与について官民の状況の変化を踏まえたものとするため、扶養手当を見直し

制度別の具体的な措置内容は次ページ以降のとおり。なお、特に記載するものを除き、令和7年4月から実施。

# 給与制度のアップデート 措置内容 ①俸給

### 係員級：新卒初任給の引上げ等

- 初任給や若年層の俸給月額を大幅に引上げ
  - 民間の初任給の状況等を踏まえた水準とし採用面での競争力を向上
  - 初任給引上げを踏まえ、若年層が在職する号俸についても俸給月額を引上げ
  - 人材確保の困難性を踏まえ、令和6年4月に遡及して先行実施
- 勤務成績をより昇給に反映可能となるよう見直し
  - 上位の昇給区分の職員割合を係長級～課長補佐級と同様の割合に引上げ（現行20%→見直し後25%）

### 【行政職俸給表(一)の初任給】

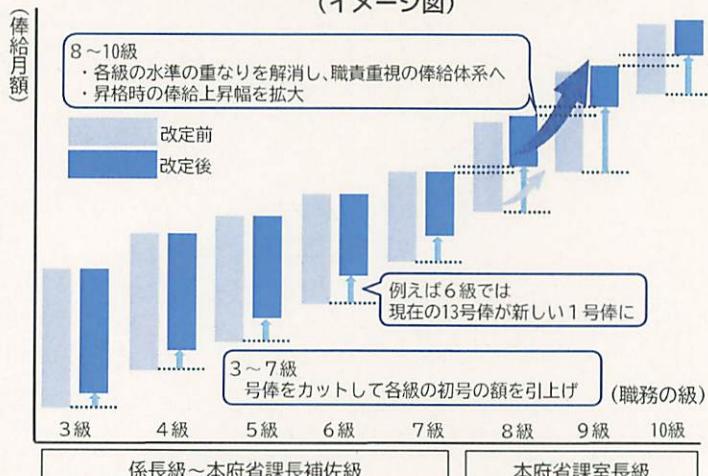
	総合職試験 (大卒)	一般職試験 (大卒)	一般職試験 (高卒)
改定前	200,700円	196,200円	166,600円
改定後	230,000円	220,000円	188,000円
	+29,300円 (+14.6%)	+23,800円 (+12.1%)	+21,400円 (+12.8%)
本府省勤務 の場合	284,800円	271,200円	232,800円

(注)「本府省勤務の場合」は、地域手当(20%)及び本府省業務調整手当を含む。

### 係長級～本府省課長補佐級：俸給の最低水準の引上げ等

- 初号近辺の号俸をカットして各級の初号の額を引上げ(最大3.5万円)
  - 若手・中堅優秀者の早期昇格時や民間人材等の採用時の給与を改善

### 【係長級～本府省課室長級の俸給水準(行政職俸給表(一))】 (イメージ図)



### 本府省課室長級：職責重視の俸給体系への見直し

- 各級の初号の額を引き上げつつ職務の級間の水準の重なりを解消
  - より職責を重視した俸給体系となるよう大幅見直し
- 昇格時の俸給上昇幅(最大5万円の上昇)拡大
  - 昇格により給与が大きく上昇する仕組みに
- 昇格による給与上昇を基本とし、成績優秀者は昇給でも更なる給与上昇を確保

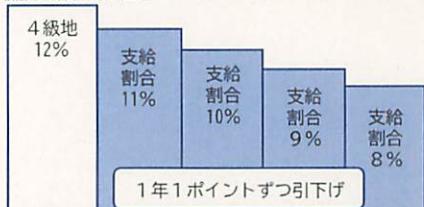
※行政職(一)、専門行政職、税務職、公安職(一)(二)、教育職(一)、研究職、医療職(一)に導入

# 給与制度のアップデート 措置内容 ②地域手当

## 地域手当の大きくり化等

- 支給地域の単位の広域化
  - 都道府県を基本とする。中核的な市(都道府県庁所在地及び人口20万人以上の市)については当該地域の民間賃金を反映
- 級地区分をシンプルに
  - 20%、16%、12%、8%、4%の5級地に再編。民間賃金が高い東京都特別区については引き続き20%に設定
- 支給割合の変動に伴い激変緩和に配慮
  - 現行からの支給割合の引下げは4ポイント以内に抑制
  - 支給割合の引下げは段階的に実施(1年1ポイントずつ)。引上げもこれに合わせて段階的に実施

【激変緩和措置】例: 現行4級地12% → 見直し後4級地8%



令和6 令和7 令和8 令和9 令和10(年度)

- 現在10年ごととしている級地区分の見直し期間を短縮

【現行】

級地区分	支給割合	支給地域の例
1級地	20%	東京都特別区
2級地	16%	横浜市、大阪市
3級地	15%	さいたま市、千葉市、名古屋市
4級地	12%	神戸市
5級地	10%	京都市、広島市、福岡市
6級地	6%	仙台市、静岡市、高松市
7級地	3%	札幌市、新潟市、岡山市

【見直し後】

16都府県  
+79市

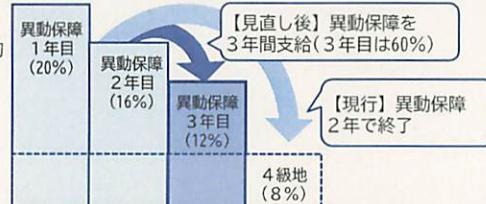
級地区分	支給割合	支給地域の例
1級地	20%	(都府県で指定) 東京都特別区
2級地	16%	東京都
3級地	12%	神奈川県、大阪府
4級地	8%	愛知県、京都府
5級地	4%	茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、静岡県、三重県、滋賀県、兵庫県、奈良県、広島県、福岡県
		札幌市、岡山市、高松市

## 異動保障の延長

【令和7年4月以降の異動者に適用】

- 現在2年間としている異動保障の期間を異動後3年間に延長
- 3年目の支給割合は異動前の60%
  - 1年目異動前の100%、2年目異動前の80%は現在と同様

例: 1級地20%  
→ 4級地8%に異動



## 見直し後の支給地域及び支給割合

級地・支給割合	都道府県	都道府県の級地と異なる地域
1級地 (20%)		東京都: 特別区
2級地 (16%)	東京都	茨城県: つくば市 神奈川県: 横浜市、川崎市、藤沢市、厚木市 大阪府: 大阪市、吹田市
3級地 (12%)	神奈川県 大阪府	茨城県: 取手市、守谷市 埼玉県: さいたま市、志木市、和光市 千葉県: 千葉市、成田市、袖ヶ浦市、印西市 愛知県: 名古屋市、刈谷市、豊田市、豊明市 兵庫県: 西宮市、芦屋市、宝塚市
4級地 (8%)	愛知県 京都府	宮城県: 仙台市、多賀城市 茨城県: 水戸市、日立市、土浦市、龍ヶ崎市、牛久市 埼玉県: 川越市、東松山市、上尾市、朝霞市、坂戸市 千葉県: 市川市、船橋市、松戸市、佐倉市、柏市、市原市、富津市、浦安市 静岡県: 静岡市 三重県: 四日市市、鈴鹿市 滋賀県: 大津市、草津市、栗東市 兵庫県: 神戸市、尼崎市、明石市、伊丹市、川西市、三田市 奈良県: 奈良市、大和郡山市、天理市 広島県: 広島市 福岡県: 福岡市、春日市、福津市
5級地 (4%)	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 静岡県 三重県 滋賀県 兵庫県 奈良県 広島県 福岡県	北海道: 札幌市 群馬県: 前橋市、高崎市、太田市 富山県: 富山市 石川県: 金沢市 山梨県: 甲府市 長野県: 長野市、松本市、塩尻市 岐阜県: 岐阜市 和歌山县: 和歌山市、橋本市 岡山県: 岡山市、倉敷市 香川県: 高松市

注: 表中「都道府県の級地と異なる地域」については、国家公務員が在勤している地域のみ掲げている。

# 給与制度のアップデート 措置内容 ③その他諸手当

## 扶養手当の見直し

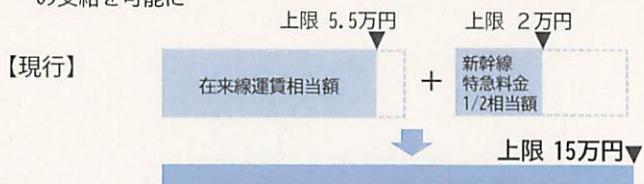
- 配偶者に係る手当を廃止。子に係る手当を13,000円に引上げ
  - ✓ 配偶者の働き方に中立な制度に向かう社会状況の変化に対応
  - ✓ 子を有する職員に対する生計費の補填を充実
- 2年間で段階的に実施

扶養親族		現行	令和7年度	令和8年度
配偶者	行(一) 7級以下	6,500円	3,000円	廃止
	行(一) 8級	3,500円	廃止	
子(1人当たり)	10,000円	11,500円	13,000円	

※上記以外の扶養親族に係る扶養手当は変更なし

## 通勤手当の引上げ・支給要件拡大等

- 通勤手当の手当額を大きく引上げ
  - ✓ 支給限度額を15万円に引上げ
  - ✓ 新幹線等の特別料金も支給限度額の範囲内で全額支給
- 通勤手当・単身赴任手当の支給要件を拡大
  - ✓ 採用時から新幹線等に係る通勤手当や単身赴任手当の支給を可能に
  - ✓ 育児、介護等の事情により転居した職員にも新幹線等に係る通勤手当の支給を可能に



## 管理職員特別勤務手当の支給対象拡大

- 平日深夜に係る支給対象時間帯と支給対象職員を拡大
  - ✓ 勤務実態に応じた適切な処遇を確保

支給対象	現行	見直し後
時間帯	午前0時～午前5時	午後10時～午前5時
職員	俸給の特別調整額適用職員のみ	指定職員、専門スタッフ職員(2級以上)、特定任期付職員、任期付研究員(招へい型)を追加

## 再任用された職員への手当支給の拡大

- 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に異動の円滑化に資する手当を新たに支給
  - ✓ 地域手当の異動保障等
  - ✓ 研究員調整手当
  - ✓ 住居手当
  - ✓ 特地勤務手当(準ずる手当含む)
  - ✓ 寒冷地手当

[地域手当の異動保障、特地勤務手当に準ずる手当は令和7年4月以降の異動者に適用]
- 各手当の支給額は一般の職員と同様

# 給与制度のアップデート 措置内容 ④ボーナス

## 勤勉手当の成績率の上限引上げ等

- 本府省課長級以下の職員について、最上位の成績区分の成績率(支給月数に相当)の上限を平均支給月数の3倍に引上げ
- 各府省の裁量により最上位の成績区分の適用者を増やせるよう、上位の成績区分の人員分布率を見直し

### 【勤勉手当の成績率及び人員分布率(一般職員の場合)】

	現行	見直し後
「特に優秀」区分の成績率上限	平均支給月数の2倍 2.05 (平均支給月数1.025)	平均支給月数の3倍 3.15 (平均支給月数1.05)
上位の成績区分の人員分布率	特に優秀: 5%以上 優秀: 25%以上	「特に優秀」と「優秀」を合わせて30%以上(うち「特に優秀」を5%以上)

※例えば、「特に優秀」10%、「優秀」20%とするなど柔軟な適用が可能になる。

## 特定任期付職員のボーナス拡充

- 期末手当及び勤勉手当を支給する形に再編
  - ✓ 特定任期付職員業績手当を廃止
  - ✓ 成績優秀者は、見直し前の期末手当と特定任期付職員業績手当を受けた場合より高い水準を可能に
  - ✓ 成績標準者は、見直し前の期末手当と同水準

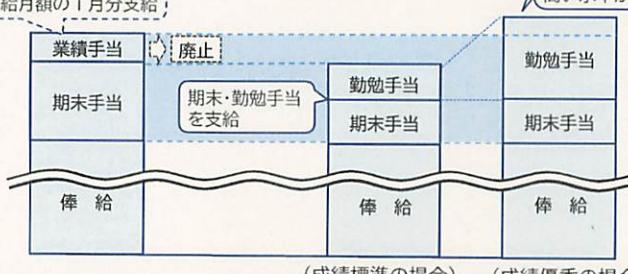
### 【現行】

成績優秀者のみに俸給月額の1月分支給

業績手当	期末手当
廃止	期末・勤勉手当を支給

### 【見直し後】

見直し前の期末手当と業績手当の合計より高い水準が可能



# 【参考】給与制度のアップデート 措置内容一覧

※特記するものを除き  
令和7年4月から実施

## 俸 紹

若年層競争力 職務職責重視 能力実績反映

## 地域手当

地域給与反映

- 新卒初任給や若年層の俸給月額を大幅に引上げ。採用市場での競争力のある水準に  
令和6年4月実施
- 係長級～本府省課長補佐級の俸給月額の最低水準を引上げ。早期昇格時や民間人材等の採用時の給与を改善
- 本府省課室長級について、職責重視の体系に刷新。重い役割に見合う処遇を確保
  - 俸給月額の最低水準引上げ、隣接する級間の俸給月額の重なり解消などにより、昇格時に給与が大きく上がる仕組みに
  - 成績優秀者は昇給により更に大きな給与上昇を確保

### ・ 地域の民間賃金に関する最新データを反映

- 隣接する市町村との不均衡などの指摘も踏まえ、支給地域等を見直し
  - 支給地域：市町村単位から都道府県単位へ広域化。民間賃金の高い中核的な市は個別指定
  - 級地区分：7段階から5段階へ削減
  - 激変緩和：支給割合の引下げは4ポイント以内に抑制、1年1ポイントずつ段階実施。引上げは都道府県割合の1段階上までに抑制、原資の状況を踏まえて段階的実施
  - 異動保障を2年間から3年間に延長
  - 今後の見直しは現行の10年より短期間で実施

【見直し後の支給地域】 16都府県+79市

級地区分	支給割合	支給地域の例	
		(都府県で指定)	(中核的な市で個別に指定)
1級地	20%		東京都特別区
2級地	16%	東京都	横浜市、大阪市等
3級地	12%	神奈川県、大阪府	さいたま市、千葉市、名古屋市等
4級地	8%	愛知県、京都府	仙台市、静岡市、神戸市、広島市、福岡市等
5級地	4%	茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、静岡県、三重県、滋賀県、兵庫県、奈良県、広島県、福岡県	札幌市、岡山市、高松市等

## その他諸手当

採用・異動ニーズ 環境変化対応

- 通勤手当の支給限度額を1か月当たり15万円に引上げ。非課税限度額まで全額支給し、新幹線通勤や遠距離通勤者の自己負担を解消
- 新幹線等に係る通勤手当を採用時から支給可能に、さらに、人事配置の円滑化を図る観点から支給要件を緩和
- 単身赴任手当を採用時から支給可能に
- 管理職の平日深夜勤務に対する手当の支給対象時間帯を拡大。緊急対応等の勤務実態に応じた処遇を確保
- 配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当を充実。配偶者の働き方に中立的な制度に向かう社会状況の変化や少子化対策に対応

## ボーナス

能力実績反映

- 勤勉手当の成績率上限を引き上げ、平均支給月数の3倍に設定。特に高い業績を挙げた者のボーナス増額を可能に
- 特定任期付職員にも勤勉手当支給。勤務成績を適時に反映し、優秀な専門人材の年収増を可能に

## 再任用職員

採用・異動ニーズ

- 異動に資する手当(地域手当の異動保障、住居手当、特地勤務手当、寒冷地手当等)を支給。多様な人事配置での活躍を支援

裁判官・検察官の報酬・俸給月額等対比表（対応金額スライド方式）（令和6年4月較差改正、令和7年4月制度改正）

官職・号俸		報酬・俸給月額			差額				
裁判官	検察官	現行（円） (a)	R6.4.1適用 改正案（円） (b)	R7.4.1適用 改正案（円） (c)	R6.4.1適用と現行 の差額（円） (d) (b) - (a)	R7.4.1適用とR6.4.1 適用の差額（円） (e) (c) - (b)	R7.4.1適用と現行 の差額（円） (f) (c) - (a)		
最高裁長官		2,016,000	2,038,000	2,038,000	22,000	0	22,000		
最高裁判事	検事総長	1,470,000	1,486,000	1,486,000	16,000	0	16,000		
東京高裁長官		1,410,000	1,426,000	1,426,000	16,000	0	16,000		
その他の高裁長官	東京高検検事長	1,306,000	1,321,000	1,321,000	15,000	0	15,000		
	次長検事 その他の検事長	1,203,000	1,216,000	1,216,000	13,000	0	13,000		
判 1	検 1	1,178,000	1,191,000	1,191,000	13,000	0	13,000		
判 2	検 2	1,038,000	1,049,000	1,049,000	11,000	0	11,000		
判 3	簡 特	検 3	968,000	979,000	979,000	11,000	0	11,000	
判 4	簡 1	検 4	820,000	829,000	829,000	9,000	0	9,000	
判 5	簡 2	検 5	708,000	716,000	716,000	8,000	0	8,000	
判 6	簡 3	検 6	副・特	636,000	644,000	644,000	8,000	0	8,000
判 7	簡 4	検 7	副 1	576,000	584,000	584,000	8,000	0	8,000
判 8		検 8	副 2	518,000	526,000	526,000	8,000	0	8,000
	簡 5		副 3	440,400	446,000	462,000	5,600	16,000	21,600
補 1	簡 6	検 9	副 4	423,000	428,600	443,900	5,600	15,300	20,900
補 2	簡 7	検 10	副 5	389,300	394,900	409,000	5,600	14,100	19,700
補 3	簡 8	検 11	副 6	367,100	372,400	390,800	5,300	18,400	23,700
補 4	簡 9	検 12	副 7	343,800	349,600	366,300	5,800	16,700	22,500
補 5	簡 10	検 13	副 8	322,400	330,300	339,700	7,900	9,400	17,300
補 6	簡 11	検 14	副 9	307,900	317,600	325,300	9,700	7,700	17,400
補 7	簡 12	検 15	副 10	291,400	303,300	309,000	11,900	5,700	17,600
補 8	簡 13	検 16	副 11	282,200	295,100	300,100	12,900	5,000	17,900
補 9	簡 14	検 17	副 12	263,500	279,100	283,300	15,600	4,200	19,800
補 10	簡 15	検 18	副 13	254,800	270,500	274,500	15,700	4,000	19,700
補 11	簡 16	検 19	副 14	249,400	267,400	269,100	18,000	1,700	19,700
補 12	簡 17	検 20	副 15	244,000	263,600	265,300	19,600	1,700	21,300
			副 16	233,000	253,400	255,000	20,400	1,600	22,000
			副 17	226,500	247,100	247,100	20,600	0	20,600

## 報酬・俸給月額引上げの算定方法について

- 1 裁判官・検察官の報酬・俸給月額については、従前より、特別職及び一般職の俸給表の俸給月額と同じ改定率で改定額を定めている（対応金額スライド方式）。平成18年度の一般の政府職員の給与構造の改革により、行政職俸給表（一）における職務の級の統合や号俸のカット、指定職俸給表における一部号俸のカットが行われた。それ以降、裁判官・検察官の報酬・俸給月額については、一般の政府職員の俸給表の改定率と同様の改定率で改定することとしている。
- 2 まず、民間給与との較差等に基づく改定（報酬法改正案・俸給法改正案の第1条）については、これまでと同様に、今回の一般職の俸給月額の改定に伴う報酬・俸給月額の改定対象のうち、給与構造改革後も、それまで対応していた指定職俸給表の号俸がカットされず、残存したもの（判事1～5号、簡裁判事特号、1号、2号、検事1～5号）については、その対応する指定職俸給表の俸給月額と同じ改定率で改定額を定めている。  
他方、給与構造改革により、それまで対応していた指定職俸給表及び行政職俸給表（一）の号俸がカットされたもの（判事6～8号、判事補1～10号、簡裁判事3～15号、検事6～18号、副検事特号、1～13号、16号）については、それまで対応していた号俸の俸給月額を元に、仮定号俸を設定した上で、この仮定号俸の俸給月額に、仮定号俸に対応する切替後の各級の1号俸の改定率を乗じて算出した仮定俸給月額を用いて対応金額スライド方式により、改定後の報酬・俸給月額を算出している。
- 3 次に、給与制度の整備に伴う改定（報酬法改正案・俸給法改正案の第2条）については、当該整備によって、行政職俸給表（一）の3級から7級までの俸給の最低水準の引上げ等の措置が執られるとともに、8級から10級までについても

俸給体系の見直しが行われることにより俸給水準が底上げされる。俸給体系自体が見直しされることから、給与制度の整備に対応するもの（判事補1～12号、簡裁判事5～17号、検事9～20号、副検事3～16号）については、改定後の当該級の全ての号俸の俸給の平均額を改定前の当該級の全ての号俸の俸給の平均額で除した上で改定率を算出し、さらにその改定率を乗じて算出した仮定俸給月額を用いて、対応金額スライド方式により改定後の報酬・俸給月額を算出している。

### 裁判官及び検察官の改定報酬月額の算出基礎 (R6.4較差改正)

#### ◎ 最高裁長官

(現行)		(改定)			
内閣総理大臣	( 2,016,000 )	0	内閣総理大臣	( 2,038,000 )	0
最高裁長官	( 2,016,000 )	0	最高裁長官	( 2,038,000 )	0

#### ◎ 最高裁判事・検事総長

(現行)		(改定)			
國務大臣等	( 1,470,000 )	0	國務大臣等	( 1,486,000 )	0
最高裁判事			最高裁判事		
検事総長	( 1,470,000 )		検事総長	( 1,486,000 )	

#### ◎ 東京高裁長官

(現行)		(改定)			
内閣法制局長官等	( 1,410,000 )	0	内閣法制局長官等	( 1,426,000 )	0
東京高裁長官	( 1,410,000 )	0	東京高裁長官	( 1,426,000 )	0

#### ◎ その他の高裁長官・東京高検検事長

(現行)		(改定)			
内閣法制局長官等	( 1,410,000 )	207,000	内閣法制局長官等	( 1,426,000 )	210,000
その他の高裁長官			その他の高裁長官		
東京高検検事長	( 1,306,000 )	103,000	東京高検検事長	( X )	
大臣政務官等	( 1,203,000 )		大臣政務官等	( 1,216,000 )	
		X = 1,216,000 + 210,000 ×		103,000 ÷ 207,000	
		= 1320492.75			
		= 1,321,000			

#### ◎ 次長検事・その他の検事長

(現行)		(改定)			
大臣政務官等	( 1,203,000 )	0	大臣政務官等	( 1,216,000 )	0
次長検事	( 1,203,000 )	0	次長検事	( 1,216,000 )	0

#### ◎ 判事1号・検事1号

(現行)		(改定)			
指定職8号俸	( 1,178,000 )	0	指定職8号俸	( 1,191,000 )	0
判事1号			判事1号		
検事1号	( 1,178,000 )	0	検事1号	( 1,191,000 )	0

#### ◎ 判事2号・検事2号

(現行)		(改定)			
指定職6号俸	( 1,038,000 )	0	指定職6号俸	( 1,049,000 )	0
判事2号			判事2号		
検事2号	( 1,038,000 )	0	検事2号	( 1,049,000 )	0

#### ◎ 判事3号・検事3号・簡裁判事特号

(現行)		(改定)			
指定職5号俸	( 968,000 )	0	指定職5号俸	( 979,000 )	0
判事3号			判事3号		
検事3号	( 968,000 )	0	検事3号	( 979,000 )	0

#### ◎ 判事4号・検事4号・簡裁判事1号

(現行)		(改定)			
指定職3号俸	( 820,000 )	0	指定職3号俸	( 829,000 )	0
判事4号			判事4号		
検事4号	( 820,000 )	0	検事4号	( 829,000 )	0

#### ◎ 判事5号・検事5号・簡裁判事2号

(現行)		(改定)			
指定職1号俸	( 708,000 )	0	指定職1号俸	( 716,000 )	0
判事5号			判事5号		
検事5号	( 708,000 )	0	検事5号	( 716,000 )	0

◎ 判事 6 号・検事 6 号・簡裁判事 3 号・副検事特号

(現行)	(改定)
旧指定職 3 号俸 ( 636,000 )	旧指定職 3 号俸 ( 644,000 )
判事 6 号	判事 6 号
検事 6 号 ( 636,000 )	検事 6 号 ( <u>644,000</u> )

旧指定職 3 号俸

- ①切替号俸である現指定職 1 号俸の改定率を乗じるが  $(636,000 \times 716,000 / 708,000 - 636,000 = 7,186)$   
 ②現指定職 1 号俸の改定状況 (8,000円増額) よりも不利な改定となるのはバランスを失するので調整 (7,186 → 8,000)

◎ 判事 7 号・検事 7 号・簡裁判事 4 号・副検事 1 号

(現行)	(改定)
旧指定職 2 号俸 ( 576,000 )	旧指定職 2 号俸 ( 584,000 )
判事 7 号	判事 7 号
検事 7 号 ( 576,000 )	検事 7 号 ( <u>584,000</u> )

旧指定職 2 号俸

- ①切替号俸である現指定職 1 号俸の改定率を乗じるが  $(576,000 \times 716,000 / 708,000 - 576,000 = 6,508)$   
 ②旧指定職 2 号俸は旧指定職 3 号俸よりも下位の号俸であるところ、旧指定職 3 号俸の改定状況 (8,000円増額) よりも不利な改定となるのはバランスを失するので調整 (6,508 → 8,000)

◎ 判事 8 号・検事 8 号・副検事 2 号

(現行)	(改定)
旧指定職 1 号俸 ( 518,000 )	旧指定職 1 号俸 ( 526,000 )
判事 8 号	判事 8 号
検事 8 号 ( 518,000 )	検事 8 号 ( <u>526,000</u> )

旧指定職 1 号俸

- ①切替号俸である現指定職 1 号俸の改定率を乗じるが  $(518,000 \times 716,000 / 708,000 - 518,000 = 5,853)$   
 ②旧指定職 1 号俸は旧指定職 2 号俸よりも下位の号俸であるところ、旧指定職 2 号俸の改定状況 (8,000円増額) よりも不利な改定となるのはバランスを失するので調整 (5,853 → 8,000)

◎ 簡裁判事 5 号・副検事 3 号

(現行)	(改定)
旧11級 6 号俸 ( 447,300 )	旧11級 6 号俸 ( 452,900 )
簡裁判事 5 号	簡裁判事 5 号
副検事 3 号 ( 440,400 )	副検事 3 号 ( X )
旧11級 5 号俸 ( 434,600 )	旧11級 5 号俸 ( <u>440,200</u> )
	X = 440,200 + 12,700 ×
	= 446000.00
	= <u>446,000</u>

旧11級 6 号俸

- ①切替号俸である現9級 1 号俸の改定率を乗じるが  $(447,300 \times 465,500 / 459,900 - 447,300 = 5,447)$   
 ②現9級 1 号俸の改定状況 (5,600円増額) よりも不利な改定となるのはバランスを失するので調整 (5,447 → 5,600)

旧11級 5 号俸

- ①切替号俸である現9級 1 号俸の改定率を乗じるが  $(434,600 \times 465,500 / 459,900 - 434,600 = 5,292)$   
 ②旧11級 5 号俸は旧11級 6 号俸よりも下位の号俸であるところ、旧11級 6 号俸の改定状況 (5,600円増額) よりも不利な改定となるのはバランスを失するので調整 (5,292 → 5,600)

◎ 判事補 1 号・検事 9 号・簡裁判事 6 号・副検事 4 号

(現行)	(改定)
旧11級 5 号俸 ( 434,600 )	旧11級 5 号俸 ( 440,200 )
判事補 1 号	判事補 1 号
検事 9 号 ( 423,000 )	検事 9 号 ( X )
旧11級 4 号俸 ( 422,000 )	旧11級 4 号俸 ( <u>427,600</u> )
	X = 427,600 + 12,600 ×
	= 428600.00
	= <u>428,600</u>

旧11級 5 号俸：前述のとおり

旧11級 4 号俸

- ①切替号俸である現9級 1 号俸の改定率を乗じるが  $(422,000 \times 465,500 / 459,900 - 422,000 = 5,139)$   
 ②旧11級 4 号俸は旧11級 5 号俸よりも下位の号俸であるところ、旧11級 5 号俸の改定状況 (5,600円増額) よりも不利な改定となるのはバランスを失するので調整 (5,139 → 5,600)

◎ 判事補2号・検事10号・簡裁判事7号・副検事5号

(現行)

旧11級2号俸	( 395,900 )	12,800
判事補2号		
検事10号	( 389,300 )	6,200
旧11級1号俸	( 383,100 )	
		12,800
		6,200
		12,800

(改定)

旧11級2号俸	( 401,500 )	12,800
判事補2号		
検事10号	( X )	
旧11級1号俸	( 388,700 )	
X =	388,700 +	12,800 ×
=	394900.00	6,200 ÷
=	394,900	12,800

旧11級2号俸

①切替号俸である現9級1号俸の改定率を乗じるが  $(395,900 \times 465,500 / 459,900 - 395,900 = 4,821)$

②旧11級2号俸は旧11級4号俸よりも下位の号俸であるところ、旧11級4号俸の改定状況(5,600円増額)よりも不利な改定となるのはバランスを失するので調整(4,821→5,600)

旧11級1号俸

①切替号俸である現9級1号俸の改定率を乗じるが  $(383,100 \times 465,500 / 459,900 - 383,100 = 4,665)$

②旧11級1号俸は旧11級2号俸よりも下位の号俸であるところ、旧11級2号俸の改定状況(5,600円増額)よりも不利な改定となるのはバランスを失するので調整(4,665→5,600)

◎ 判事補3号・検事11号・簡裁判事8号・副検事6号

(現行)

旧10級4号俸	( 377,200 )	11,200
判事補3号		
検事11号	( 367,100 )	1,100
旧10級3号俸	( 366,000 )	
		11,200
		1,100
		11,200

(改定)

旧10級4号俸	( 382,500 )	11,200
判事補3号		
検事11号	( X )	
旧10級3号俸	( 371,300 )	
X =	371,300 +	11,200 ×
=	372400.00	1,100 ÷
=	372,400	11,200

旧10級4号俸

①切替号俸である現8級1号俸の改定率を乗じるが  $(377,200 \times 415,600 / 410,300 - 377,200 = 4,872)$

②現8級1号俸の改定状況(5,300円増額)よりも不利な改定となるのはバランスを失するので調整(4,872→5,300)

旧10級3号俸

①切替号俸である現8級1号俸の改定率を乗じるが  $(366,000 \times 415,600 / 410,300 - 366,000 = 4,728)$

②旧10級3号俸は旧10級4号俸よりも下位の号俸であるところ、旧10級4号俸の改定状況(5,300円増額)よりも不利な改定となるのはバランスを失するので調整(4,728→5,300)

◎ 判事補4号・検事12号・簡裁判事9号・副検事7号

(現行)

旧10級2号俸	( 354,700 )	11,000
判事補4号		
検事12号	( 343,800 )	100
旧10級1号俸	( 343,700 )	
		11,000
		100
		11,000

(改定)

旧10級2号俸	( 360,000 )	11,000
判事補4号		
検事12号	( X )	
旧10級1号俸	( 349,000 )	
X =	349,000 +	11,000 ×
=	349100.00	100 ÷
=	349,100	11,000

旧10級2号俸

①切替号俸である現8級1号俸の改定率を乗じるが  $(354,700 \times 415,600 / 410,300 - 354,700 = 4,582)$

②旧10級2号俸は旧10級3号俸よりも下位の号俸であるところ、旧10級3号俸の改定状況(5,300円増額)よりも不利な改定となるのはバランスを失するので調整(4,582→5,300)

旧10級1号俸

①切替号俸である現8級1号俸の改定率を乗じるが  $(343,700 \times 415,600 / 410,300 - 343,700 = 4,440)$

②旧10級1号俸は旧10級2号俸よりも下位の号俸であるところ、旧10級2号俸の改定状況(5,300円増額)よりも不利な改定となるのはバランスを失するので調整(4,440→5,300)

直近下位である判事補5号・検事13号・簡裁判事10号・副検事8号の「報酬月額+初任給調整手当の月額」とバランスを失するので調整(349,100→349,600)

◎ 判事補5号・検事13号・簡裁判事10号・副検事8号

(現行)

旧9級2号俸	( 322,500 )	11,100
判事補5号		
検事13号	( 322,400 )	11,000
旧9級1号俸	( 311,400 )	
		11,100
		11,000
		11,100

(改定)

旧9級2号俸	( 330,400 )	11,100
判事補5号		
検事13号	( X )	
旧9級1号俸	( 319,300 )	
X =	319,300 +	11,100 ×
=	330300.00	11,000 ÷
=	330,300	11,100

旧9級2号俸

①切替号俸である現7級1号俸の改定率を乗じるが  $(322,500 \times 373,400 / 365,500 - 322,500 = 6,971)$

②現7級1号俸の改定状況(7,900円増額)よりも不利な改定となるのはバランスを失するので調整(6,971→7,900)

旧9級1号俸

①切替号俸である現7級1号俸の改定率を乗じるが  $(311,400 \times 373,400 / 365,500 - 311,400 = 6,731)$

②旧9級1号俸は旧9級2号俸よりも下位の号俸であるところ、旧9級2号俸の改定状況(7,900円増額)よりも不利な改定となるのはバランスを失するので調整(6,731→7,900)

◎ 判事補 6 号・検事 14 号・簡裁判事 11 号・副検事 9 号

(現行)		(改定)	
旧 9 級 1 号俸	( 311,400 )	7,700	旧 9 級 1 号俸
判事補 6 号			判事補 6 号
検事 14 号	( 307,900 )	4,200	検事 14 号
旧 8 級 3 号俸	( 303,700 )		旧 8 級 3 号俸
			( X )
			( 315,600 )
		X = 315,600 + 3,700 ×	4,200 ÷ 7,700
		= 317618.18	
		= 317,600	

旧 9 級 1 号俸 : 前述のとおり

旧 8 級 3 号俸

- ①切替号俸である現 6 級 1 号俸の改定率を乗じるが (303,700 × 335,000 / 323,100 - 303,700 = 11,185)  
 ②現 6 級 1 号俸の改定状況 (11,900 円増額) よりも不利な改定となるのはバランスを失するので調整 (11,185 → 11,900)

◎ 判事補 7 号・検事 15 号・簡裁判事 12 号・副検事 10 号

(現行)		(改定)	
旧 8 級 2 号俸	( 294,400 )	9,200	旧 8 級 2 号俸
判事補 7 号			判事補 7 号
検事 15 号	( 291,400 )	6,200	検事 15 号
旧 8 級 1 号俸	( 285,200 )		旧 8 級 1 号俸
			( X )
		X = 297,100 + 9,200 ×	6,200 ÷ 9,200
		= 303300.00	
		= 303,300	

旧 8 級 2 号俸

- ①切替号俸である現 6 級 1 号俸の改定率を乗じるが (294,400 × 335,000 / 323,100 - 294,400 = 10,843)  
 ②旧 8 級 2 号俸は旧 8 級 3 号俸よりも下位の号俸であるところ、旧 8 級 3 号俸の改定状況 (11,900 円増額) よりも不利な改定となるのはバランスを失するので調整 (10,843 → 11,900)

旧 8 級 1 号俸

- ①切替号俸である現 6 級 1 号俸の改定率を乗じるが (285,200 × 335,000 / 323,100 - 285,200 = 10,504)  
 ②旧 8 級 1 号俸は旧 8 級 2 号俸よりも下位の号俸であるところ、旧 8 級 2 号俸の改定状況 (11,900 円増額) よりも不利な改定となるのはバランスを失するので調整 (10,504 → 11,900)

◎ 判事補 8 号・検事 16 号・簡裁判事 13 号・副検事 11 号

(現行)		(改定)	
旧 8 級 1 号俸	( 285,200 )	7,800	旧 8 級 1 号俸
判事補 8 号			判事補 8 号
検事 16 号	( 282,200 )	4,800	検事 16 号
旧 7 級 2 号俸	( 277,400 )		旧 7 級 2 号俸
		X = 291,800 + 5,300 ×	4,800 ÷ 7,800
		= 295061.53	
		= 295,100	

旧 8 級 1 号俸 : 前述のとおり

旧 7 級 2 号俸

- ①切替号俸である現 5 級 1 号俸の改定率を乗じるが (277,400 × 309,800 / 295,400 - 277,400 = 13,523)  
 ②現 5 級 1 号俸の改定状況 (14,400 円増額) よりも不利な改定となるのはバランスを失するので調整 (13,523 → 14,400)

◎ 判事補 9 号・検事 17 号・簡裁判事 14 号・副検事 12 号

(現行)		(改定)	
旧 7 級 1 号俸	( 268,800 )	5,600	旧 7 級 1 号俸
判事補 9 号			判事補 9 号
検事 17 号	( 263,500 )	300	検事 17 号
旧 6 級 2 号俸	( 263,200 )		旧 6 級 2 号俸
		X = 278,900 + 4,300 ×	300 ÷ 5,600
		= 279130.35	
		= 279,100	

旧 7 級 1 号俸

- ①切替号俸である現 5 級 1 号俸の改定率を乗じるが (268,800 × 309,800 / 295,400 - 268,800 = 13,103)  
 ②旧 7 級 1 号俸は旧 7 級 2 号俸よりも下位の号俸であるところ、旧 7 級 2 号俸の改定状況 (14,400 円増額) よりも不利な改定となるのはバランスを失するので調整 (13,103 → 14,400)

旧 6 級 2 号俸

- ①切替号俸である現 4 級 1 号俸の改定率を乗じるが (263,200 × 287,300 / 271,600 - 263,200 = 15,214)  
 ②現 4 級 1 号俸の改定状況 (15,700 円増額) よりも不利な改定となるのはバランスを失するので調整 (15,214 → 15,700)

◎ 判事補10号・検事18号・簡裁判事15号・副検事13号

(現行)	(改定)
旧6級1号俸 ( 254,800 )	旧6級1号俸 ( 270,500 )
判事補10号 ( 254,800 )	検事18号 ( 270,500 )

旧6級1号俸

①切替号俸である現4級1号俸の改定率を乗じるが(254,800×287,300/271,600=254,800=14,729)

②旧6級1号俸は旧6級2号俸よりも下位の号俸であるところ、旧6級2号俸の改定状況(15,700円増額)よりも不利な改定となるのはバランスを失るので調整(14,729→15,700)

◎ 判事補11号・検事19号・簡裁判事16号・副検事14号

(現行)	(改定)
旧5級2号俸 ( 252,000 )	旧5級2号俸 ( 269,300 )
判事補11号	判事補11号
検事19号 ( 249,400 )	検事19号 (X)
旧5級1号俸 ( 246,400 )	旧5級1号俸 ( 265,300 )
	X = 265,300 + 4,000 × 3,000 ÷ 5,600
	= 267442.85
	= <u>267,400</u>

旧5級2号俸=現3級9号俸であるから、現3級9号俸と同様に改定  
旧5級1号俸=現3級5号俸であるから、現3級5号俸と同様に改定

◎ 判事補12号・検事20号・簡裁判事17号・副検事15号

(現行)	(改定)
旧5級1号俸 ( 246,400 )	旧5級1号俸 ( 265,300 )
判事補12号	判事補12号
検事20号 ( 244,000 )	検事20号 (X)
旧4級2号俸 ( 240,900 )	旧4級2号俸 ( 261,300 )
	X = 261,300 + 4,000 × 3,100 ÷ 5,500
	= 263554.54
	= <u>263,600</u>

旧5級1号俸：前述のとおり  
旧4級2号俸=現3級1号俸であるから、現3級1号俸と同様に改定

◎ 副検事16号

(現行)	(改定)
旧4級1号俸 ( 233,000 )	旧4級1号俸 ( 253,400 )
副検事16号 ( 233,000 )	副検事16号 ( 253,400 )

旧4級1号俸

①切替号俸である現3級1号俸の改定率を乗じるが(233,000×261,300/240,900=233,000=19,731)

②旧4級1号俸は旧4級2号俸よりも下位の号俸であるところ、旧4級2号俸の改定状況(20,400円増額)よりも不利な改定となるのはバランスを失るので調整(19,731→20,400)

◎ 副検事17号

(現行)	(改定)
旧3級4号俸 ( 226,800 )	旧3級4号俸 ( 247,400 )
副検事17号 ( 226,500 )	副検事17号 (X)
旧3級3号俸 ( 221,100 )	旧3級3号俸 ( 242,000 )
	X = 242,000 + 5,400 × 5,700 ÷ 5,400
	= 247115.78
	= <u>247,100</u>

旧3級4号俸=現2級13号俸であるから、現2級13号俸と同様に改定  
旧3級3号俸=現2級9号俸であるから、現2級9号俸と同様に改定

### 裁判官及び検察官の改定報酬月額の算出基礎 (R7.4制度改正)

#### ◎ 簡裁判事5号・副検事3号

(現行)		(改定)		
旧11級6号俸	( 452,900 )	12,700	旧11級6号俸	( 469,100 )
簡裁判事5号			簡裁判事5号	
副検事3号	( 446,000 )	5,800	副検事3号	(X)
旧11級5号俸	( 440,200 )		旧11級5号俸	( 456,000 )
			X =	456,000 + 13,100 ×
			=	461982.67
			=	<u>462,000</u>

旧11級6号俸

現9級の平均額の改定率を乗じ (452,900×528,400/510,100-452,900=16,248)、四捨五入 (16,248→16,200)

旧11級5号俸

現9級の平均額の改定率を乗じ (440,200×528,400/510,100-440,200=15,792)、四捨五入 (15,792→15,800)

#### ◎ 判事補1号・検事9号・簡裁判事6号・副検事4号

(現行)		(改定)		
旧11級5号俸	( 440,200 )	12,600	旧11級5号俸	( 456,000 )
判事補1号			判事補1号	
検事9号	( 428,600 )	1,000	検事9号	(X)
旧11級4号俸	( 427,600 )		旧11級4号俸	( 442,900 )
			X =	442,900 + 13,100 ×
			=	443939.68
			=	<u>443,900</u>

旧11級5号俸：前述のとおり

旧11級4号俸

現9級の平均額の改定率を乗じ (427,600×528,400/510,100-427,600=15,340)、四捨五入 (15,340→15,300)

#### ◎ 判事補2号・検事10号・簡裁判事7号・副検事5号

(現行)		(改定)		
旧11級2号俸	( 401,500 )	12,800	旧11級2号俸	( 415,900 )
判事補2号			判事補2号	
検事10号	( 394,900 )	6,200	検事10号	(X)
旧11級1号俸	( 388,700 )		旧11級1号俸	( 402,600 )
			X =	402,600 + 13,300 ×
			=	409042.18
			=	<u>409,000</u>

旧11級2号俸

現9級の平均額の改定率を乗じ (401,500×528,400/510,100-401,500=14,404)、四捨五入 (14,404→14,400)

旧11級1号俸

現9級の平均額の改定率を乗じ (388,700×528,400/510,100-388,700=13,945)、四捨五入 (13,945→13,900)

#### ◎ 判事補3号・検事11号・簡裁判事8号・副検事6号

(現行)		(改定)		
旧10級4号俸	( 382,500 )	11,200	旧10級4号俸	( 401,400 )
判事補3号			判事補3号	
検事11号	( 372,400 )	1,100	検事11号	(X)
旧10級3号俸	( 371,300 )		旧10級3号俸	( 389,600 )
			X =	389,600 + 11,800 ×
			=	390758.92
			=	<u>390,800</u>

旧10級4号俸

現8級の平均額の改定率を乗じ (382,500×475,800/453,400-382,500=18,897)、四捨五入 (18,897→18,900)

旧10級3号俸

現8級の平均額の改定率を乗じ (371,300×475,800/453,400-371,300=18,344)、四捨五入 (18,344→18,300)

◎ 判事補4号・検事12号・簡裁判事9号・副検事7号

(現行)

旧10級2号俸	( 360,000 )	11,000
判事補4号		
検事12号	( 349,100 )	100
旧10級1号俸	( 349,000 )	

(改定)

旧10級2号俸	( 377,800 )	11,600
判事補4号		
検事12号	(X)	
旧10級1号俸	( 366,200 )	
X =	366,200 +	11,600 ×
=	366305.45	
=	<u>366,300</u>	

判事補4号・検事12号の「(現行)」の金額は、判事補5号・検事13号の報酬月額等との調整により加算した500円を差し引いた額とした。

旧10級2号俸

現8級の平均額の改定率を乗じ  $(360,000 \times 475,800 / 453,400 - 360,000 = 17,786)$ 、四捨五入  $(17,786 \rightarrow 17,800)$

旧10級1号俸

現8級の平均額の改定率を乗じ  $(349,000 \times 475,800 / 453,400 - 349,000 = 17,242)$ 、四捨五入  $(17,242 \rightarrow 17,200)$

◎ 判事補5号・検事13号・簡裁判事10号・副検事8号

(現行)

旧9級2号俸	( 330,400 )	11,100
判事補5号		
検事13号	( 330,300 )	11,000
旧9級1号俸	( 319,300 )	

(改定)

旧9級2号俸	( 339,800 )	11,400
判事補5号		
検事13号	(X)	
旧9級1号俸	( 328,400 )	
X =	328,400 +	11,400 ×
=	339697.29	
=	<u>339,700</u>	

旧9級2号俸

現7級の平均額の改定率を乗じ  $(330,400 \times 436,200 / 424,100 - 330,400 = 9,427)$ 、四捨五入  $(9,427 \rightarrow 9,400)$

旧9級1号俸

現7級の平均額の改定率を乗じ  $(319,300 \times 436,200 / 424,100 - 319,300 = 9,110)$ 、四捨五入  $(9,110 \rightarrow 9,100)$

◎ 判事補6号・検事14号・簡裁判事11号・副検事9号

(現行)

旧9級1号俸	( 319,300 )	3,700
判事補6号		
検事14号	( 317,600 )	2,000
旧8級3号俸	( 315,600 )	

(改定)

旧9級1号俸	( 328,400 )	6,800
判事補6号		
検事14号	(X)	
旧8級3号俸	( 321,600 )	
X =	321,600 +	6,800 ×
=	325275.67	
=	<u>325,300</u>	

旧9級1号俸：前述のとおり

旧8級3号俸

現6級の平均額の改定率を乗じ  $(315,600 \times 397,100 / 389,700 - 315,600 = 5,993)$ 、四捨五入  $(5,993 \rightarrow 6,000)$

◎ 判事補7号・検事15号・簡裁判事12号・副検事10号

(現行)

旧8級2号俸	( 306,300 )	9,200
判事補7号		
検事15号	( 303,300 )	6,200
旧8級1号俸	( 297,100 )	

(改定)

旧8級2号俸	( 312,100 )	9,400
判事補7号		
検事15号	(X)	
旧8級1号俸	( 302,700 )	
X =	302,700 +	9,400 ×
=	309034.78	
=	<u>309,000</u>	

旧8級2号俸

現6級の平均額の改定率を乗じ  $(306,300 \times 397,100 / 389,700 - 306,300 = 5,816)$ 、四捨五入  $(5,816 \rightarrow 5,800)$

旧8級1号俸

現6級の平均額の改定率を乗じ  $(297,100 \times 397,100 / 389,700 - 297,100 = 5,642)$ 、四捨五入  $(5,642 \rightarrow 5,600)$

◎ 判事補8号・検事16号・簡裁判事13号・副検事11号

(現行)		(改定)			
旧8級1号俸	( 297,100 )	5,300	旧8級1号俸	( 302,700 )	7,000
判事補8号			判事補8号		
検事16号	( 295,100 )	3,300	検事16号	( X )	
旧7級2号俸	( 291,800 )		旧7級2号俸	( 295,700 )	
			X =	295,700 + 7,000 × 3,300 ÷ 5,300	
			=	300058.49	
			=	<u>300,100</u>	

旧8級1号俸：前述のとおり

旧7級2号俸

現5級の平均額の改定率を乗じ(291,800×372,500/367,600-291,800=3,890)、四捨五入(3,890→3,900)

◎ 判事補9号・検事17号・簡裁判事14号・副検事12号

(現行)		(改定)			
旧7級1号俸	( 283,200 )	4,300	旧7級1号俸	( 287,000 )	3,900
判事補9号			判事補9号		
検事17号	( 279,100 )	200	検事17号	( X )	
旧6級2号俸	( 278,900 )		旧6級2号俸	( 283,100 )	
			X =	283,100 + 3,900 × 200 ÷ 4,300	
			=	283281.39	
			=	<u>283,300</u>	

旧7級1号俸

現5級の平均額の改定率を乗じ(283,200×372,500/367,600-283,200=3,775)、四捨五入(3,775→3,800)

旧6級2号俸

現4級の平均額の改定率を乗じ(278,900×352,800/347,600-278,900=4,172)、四捨五入(4,172→4,200)

◎ 判事補10号・検事18号・簡裁判事15号・副検事13号

(現行)		(改定)			
旧6級1号俸	( 270,500 )	0	旧6級1号俸	( 274,500 )	0
判事補10号			判事補10号		
検事18号	( 270,500 )		検事18号	( 274,500 )	

旧6級1号俸

現4級の平均額の改定率を乗じ(270,500×352,800/347,600-270,500=4,047)、四捨五入(4,047→4,000)

◎ 判事補11号・検事19号・簡裁判事16号・副検事14号

(現行)		(改定)			
旧5級2号俸	( 269,300 )	4,000	旧5級2号俸	( 271,000 )	4,000
判事補11号			判事補11号		
検事19号	( 267,400 )	2,100	検事19号	( X )	
旧5級1号俸	( 265,300 )		旧5級1号俸	( 267,000 )	
			X =	267,000 + 4,000 × 2,100 ÷ 4,000	
			=	269100.00	
			=	<u>269,100</u>	

旧5級2号俸

現3級の平均額の改定率を乗じ(269,300×319,700/317,700-269,300=1,695)、四捨五入(1,695→1,700)

旧5級1号俸

現3級の平均額の改定率を乗じ(265,300×319,700/317,700-265,300=1,670)、四捨五入(1,670→1,700)

◎ 判事補12号・検事20号・簡裁判事17号・副検事15号

(現行)		(改定)			
旧5級1号俸	( 265,300 )	4,000	旧5級1号俸	( 267,000 )	4,100
判事補12号			判事補12号		
検事20号	( 263,600 )	2,300	検事20号	( X )	
旧4級2号俸	( 261,300 )		旧4級2号俸	( 262,900 )	
			X =	262,900 + 4,100 × 2,300 ÷ 4,000	
			=	265257.50	
			=	<u>265,300</u>	

旧5級1号俸：前述のとおり

旧4級2号俸

現3級の平均額の改定率を乗じ(261,300×319,700/317,700-261,300=1,645)、四捨五入(1,645→1,600)

◎ 副検事16号

(現行)		(改定)			
旧4級1号俸	( 253,400 )	0	旧4級1号俸	( 255,000 )	0
副検事16号	( 253,400 )		副検事16号	( <u>255,000</u> )	

旧4級1号俸

現3級の平均額の改定率を乗じ(253,400×319,700/317,700-253,400=1,595)、四捨五入(1,595→1,600)

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案  
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

用例集

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

附則関係

附則第一項及び第二項の例	1 ページ
附則第三項の例	1 ページ

理由関係	2 ページ
------	-------

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

附則関係

附則第一項及び第二項の例	2 ページ
附則第三項の例	3 ページ

理由関係	3 ページ
------	-------

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

### 【附則関係】

#### 附則第一項及び第二項の例

○一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二百二十二号）

##### （施行期日等）附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十三年四月一日から施行する。  
2 第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（次項において「改正後の法」という。）の規定は、平成十二年四月一日から適用する。

○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第七十六号）  
（施行期日等）

#### 附則第三項の例

○一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二百二十二号）

##### （給与の内扱）附則

1 改正後の法の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内扱とみなす。  
○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第七十六号）

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の裁判官の報酬等に関する法律の規定に基づいて支給された報

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律（次項において「新法」という。）の規定は、令和五年四月一日から適用する。

酬 その他の給与は、新法の規定による報酬 その他の給与の内払とみなす。

### 【「理由」関係】

○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（平成二十六年・第百八十七回国会提出）一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額の改定を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

### 【附則関係】

#### 附則第一項及び第二項の例

○一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第百二十二号）

#### 附 則

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十三年四月一日から施行する。  
2 第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（次項において「改正後の法」という。）の規定は、平成十二年四月一日から適用する。

○検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第七十七号）

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律（次項において「新法」という。）の規定は、令和五年四月一日から適用する。

【「理由」関係】  
給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

### 附則第三項の例

○一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二百二十二号）

### 附則 (給与の内払)

3 改正後の法の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

○検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年・第二百八十七回国会提出）

○検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（平成二十六年・第二百八十七回国会提出）  
一般的の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額の改定を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

### 附則 (給与の内払)

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律に基づいて支給された俸

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律（次項において「新法」という。）の規定は、令和五年四月一日から適用する。

【「理由」関係】  
給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。